

令和6年度みやぎ森林・林業就業促進プロモーション業務仕様書

1 委託業務名

令和6年度みやぎ森林・林業就業促進プロモーション業務

2 目的

戦後植林された人工林資源は収穫期を迎え、木材産業分野における需要の創出と林業分野における供給体制の構築が課題となっている。また、花粉症対策としてのスギの伐採や樹種転換による再造林など、林業に対する新たな要請が高まりを見せる中、県内の林業事業体は小規模零細企業がほとんどであり、人材の確保に向けた対応を個別に実施することは困難な状況にある。そこで、本県林業の認知度向上と労働力確保に向けた取組を促進するため、林業事業体の業務内容や経営者の考え方、就業後の働き方など、求職者が県内林業事業体に就業する具体的なイメージを持つための紹介動画作成やWEB、SNS等を活用したプロモーションを実施し、新規就業者数の増加を目指すもの。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

4 事業内容

- (1) 動画作成及び素材準備
- (2) WEB・SNSでの発信
- (3) その他

5 業務委託内容

前記4について、その実現のため以下の業務を行うこと。

- (1) 動画作成、SNS配信及び素材準備
 - イ 前記2の目的の達成に向け、コンセプト・テーマ及びターゲットを設定すること。
 - ロ 動画の編集に際しては、BGM、効果音、説明文、ナレーション等に加え、ターゲットを引きつける動画とすること。編集内容の最終決定までには、適宜、動画の試写を行い、発注者から訂正の指示があった箇所については、これに対応すること。
 - ハ 動画の再生回数の増加につながるよう、YouTubeをはじめとする複数のインターネット動画共有サイトやソーシャルメディアを活用し効果的に情報発信について提案を行うこと。
 - ニ 動画の企画、撮影、編集、情報発信に必要な経費及び諸経費等一切の経費は、委託金額に含むものとする。

(2) その他

- イ 業務執行体制及び事業スケジュールを示した実施計画を策定し、発注者に承認を得ること。
- ロ 業務の遂行状況について随時報告を行うこと。

6 包括的事項

- (1) 本業務実施に当たっては、デザイン、撮影先、日程、人物、取材先等の決定は、発注者と事前に協議を行うこと。
- (2) 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。受注者は、当該各種素材画像等を二次利用可能な高画質のデータとしてCD等に保存し、宮城県水産林政部林業振興課に2部納品すること。
- (3) 本業務の成果物として「業務実績結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報取扱事業者の義務等に留意し、個人情報の漏えい防止等について万全を期すこと。
- (5) 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。

7 その他

見積書には、消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。なお、契約に当たっては見積書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約金額とする。